

## 民間活力の活用に関する規程について(案)

### 栃木県民間活力活用指針 (H20.3策定)

- 簡素で効率的な行政運営の実現に向け、サービス水準の維持向上やコスト節減が見込まれる場合、民間活力の活用を可能な限り推進
- 民間活力を活用する対象業務、民間活力の手法及び民間による業務実施の際の留意点等、一連の手続等を整理

### 栃木県提案公募型アウトソーシング実 施方針(H20.4策定)

- 民間のノウハウと創意工夫の反映が期待できる業務について、民間からの業務執行に係る企画提案への対応
- 提案公募型アウトソーシングによる事業の選定、企画提案の評価、落札者の決定、民間による業務実施の際の留意点、一連の手続等

### 優先的検討規程 (今後、策定を検討)

- 公共施設等の整備等について、自ら整備等を行う従来型手法に優先して、多様なPPP/PFI手法の導入を検討するための手続き及び基準

### 公の施設の指定管理者制度に関する ガイドライン(H20策定)

- 公の施設の運営に指定管理者制度を導入する際の一連の手続、留意点等

### PFI事業実施に関するガイドライン (今後、策定を検討)

- 公共施設等の整備等にPFI手法を導入する際の一連の手続、留意点等



# 栃木県民間活力活用指針

## 1 趣旨及び背景

本県では平成 14 年 3 月に「業務外部委託基本指針」を策定し、「民間にできることは民間に」を基本として、外部委託を推進してきたところである。

この間、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により公の施設の管理に指定管理者制度が導入され、また、平成 18 年 7 月には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行され市場化テストが制度化された。

また、社会経済状況の変化に伴い、県民の行政ニーズが高度化・多様化する中で、きめ細かで質の高いサービスを効率的・効果的に提供していくため、公共サービスの担い手として活躍してきている企業やNPOなど多様な民間事業者の活用を図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、より一層の民間活力の活用を図るため、平成 19 年度に行政改革推進委員会に民間活力活用専門部会を設置し、「業務外部委託基本指針」の見直しについて検討を行い、その報告書をもとに本指針を策定したものである。

今後は、より簡素で効率的な行政運営を実現するため、サービス水準の維持向上やコストの節減が見込まれる場合は、本指針に基づき、業務の運営に関するチェックなど行政としての必要な責任を果たしながら、民間活力の活用を可能な限り推進することとする。

## 2 民間活力活用の効果等

### (1) 目指すべき効果

本指針に基づく民間活力の活用により、次のような効果の発揮を目指すものとする。

官民双方の長所を活かしつつ、民間の技術力、ノウハウを最大限活用し、コストの節減や県民サービスの向上を図ること。

民間における新規雇用の創出、ビジネスチャンスの拡大を図ること。

職員の意識改革や担当業務の改善及び改革を図ること。

県民の県政参画や地域の活性化が促進されるよう「協働」の視点からの取組の推進を図ること。

### (2) 業務改善努力と提案等の活用

民間活力をより効果的に活用するため、あらゆる担当業務について、業務改善の視点から、業務自体の必要性はもとより、業務の簡素化・標準化、業務の包括化・集約化など業務全般について見直しを行うこととする。

また、委託に当たっては、民間事業者等から広く業務の改善提案を募るなど、民間の能力・ノウハウの積極的な活用を図るとともに、委託後においても、事務処理の効率化や業務改善について民間事業者等と必要な意見交換を行う。

### (3) 公共サービスの水準の明確化

民間活力の活用にあたっては、公共サービスの質の確保に最大限配慮する必要があり、更なる民間事業者の参入や市場創出の促進を図るため、求めるべき公共サービスの水準の明確化に努める。

## 3 民間活力活用の対象業務

民間活力の活用を図るべき対象業務の選定にあたっては、次の事項に留意し、事務事業チェックフロー図（別紙）を活用し、民間活力活用の可能性、効果等の検討を行う。

### (1) 県が直接執行する業務

次に掲げる業務については、原則として、引き続き県が直接執行することとする。ただし、住民の権利義務への影響が比較的少ない業務を中心として、委託先の裁量や判断の範囲、基準等を事前に明確化し、客観的に提示することなどにより、民間活力活用の対象業務の範囲の拡大に努める。

法令等により県が実施しなければならない業務

裁量が必要な業務

県政運営に密接に関連する業務

### (2) 民間活力の活用を図る業務の検討

委託等を重点的に検討すべき業務

次に掲げる業務については、民間活力を活用することにより、より効果的、効率的な業務執行が図られる可能性が高いことから、委託等の可能性について特に重点的に検討を加えるものとする。

ア 定期的で大量に作業を行う業務

イ 特定期間に集中する業務

ウ 特殊かつ専門的な分野で人材育成に長期間を要する業務

エ 設備投資等に多大な経費が必要となる業務

オ 民間の活動領域と重複してきている業務 等

相手方の選定と業務の継続性の確保

委託等の相手方の選定にあたっては、公共サービスの質の確保の視点から、提供する公共サービスの内容に応じ、相手方の業務遂行能力や執行体制などその適格性について必要な審査を行うものとする。

なお、委託等の終了時においては、当該業務の実施に係るノウハウを喪失することのないよう、定型的事項についてマニュアル化を図り、必要な業務情報を適切に引き継ぐなど、業務の継続性を確保するものとする。

#### 4 民間活力活用の手法の拡がり

県総合計画「とちぎ元気プラン」では、「新たな公を拓く」との考えのもと、県民が協働する社会づくりを目指しており、公共サービスの担い手となりうる意欲と能力を備えた民間事業者等との協働による公共サービスの提供を積極的に推進することとする。

民間活力の活用手法の選択に当たっては、民間との協働の視点に最大限配慮するとともに、通常の民間委託の手法に加え、次に掲げる手法の導入効果も考慮の上、最適な手法を選択する。

##### (1) 提案公募型アウトソーシング

民間のノウハウと創意工夫の反映が期待できる業務について、民間事業者等からの業務執行に係る企画提案を求め、コスト比較だけでなく、サービスの質を含めた総合評価方式により委託先を決定する手法。県においては、この手法による委託を本県版市場化テストと位置付けて実施することとし、実施の詳細については、別に定める。

##### (2) 指定管理者制度

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理者として民間事業者等を指定し、期間を定めてその管理を行わせる手法。実施の詳細は、別に定める。

##### (3) P F I (Private Finance Initiative)

公共施設の整備手法の1つとして位置付けられる手法で、民間の資金・ノウハウを活用し、民間事業者が公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を委ねるものであるが、整備対象施設の種類、民間に委ねることのできる範囲、資金調達での国庫補助金の交付要件など、対象案件の特性を踏まえて検討を進めることとする。

##### (4) E S C O事業 (Energy Service Company)

民間の資金・ノウハウを活用し、省エネルギーと施設の維持管理経費の削減を図る手法であるが、平成18年2月に策定した「栃木県E S C O推進マスタープラン」に基づき、県有施設への円滑な導入を推進することとする。

##### (5) 人材派遣

業務の円滑な推進を図る観点から、人材育成に長期間を要するような特殊かつ専

門的な分野について、外部からの労働力を活用する手法。県の直接の指揮監督の下に業務を遂行する点で上記の手法とは異なる。

活用に当たっては、対象業務の特性に応じ、指揮監督の必要性、経費負担などについて、留意する必要がある。

なお、詳細については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年4月17日労働省告示第37号)に照らし、検討するものとする。

## 5 民間活力活用の円滑な推進

民間活力の活用に向けた検討を円滑に推進するため、次により継続的かつ不断の事務事業の見直しを行うこととする。なお、部局横断的な調整を要する業務や組織改編等に影響を生じる業務については、あらかじめ必要な庁内調整を行うものとする。

- (1) 「とちぎ政策マネジメントシステム」における検討の際に、本指針に基づく民間活力活用の可能性及び活用手法等について検討を行う。
- (2) 毎年度当初予算や組織の編成の際に、本指針に基づく民間活力活用の可能性及び活用手法等について検討を行う。

## 6 適切な事業の実施

### (1) 委託等の相手方の選定における留意点

委託等の相手方の選定に当たっては、対象業務の内容に応じ、コストに加え、業務遂行に必要なノウハウ、人的・物的能力、創意工夫なども評価の対象とする総合評価一般競争入札やプロポーザル方式の導入可能性について検討する。

また、長期継続契約が可能な業務については、県の契約事務の軽減、受託側の準備経費の削減、長期雇用の確保等の観点から複数年度にわたる契約を検討する。

### (2) 個人情報の保護及び守秘義務

個人情報の保護については、「栃木県個人情報保護条例」において、県から委託を受けた者は個人情報の漏えい防止など個人情報を適正に管理するため措置を講ずる義務があり、受託業務の従事者は業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないとされている。

今後は、守秘義務についても契約において個人情報を含む秘密情報の漏えいに対する損害賠償に関する規定を設けるとともに、従事者との間で退職後の秘密保持の義務付けに関する契約を締結するなどの働きかけを行い、併せて、モニタリングを通じた秘密情報の管理体制やルールの整備・運用の確認、業務従事者に対する研修

実施の呼びかけ等により個人情報の保護や秘密情報の適正管理に努める。

(3) モニタリングの実施

民間活力の活用にあたっては、委託業務等の適切な履行確認及び業務改善のための必要な情報収集を図るため、委託等の相手方による自己点検や県による随時の調査、第三者によるモニタリングなどの方法により、業務の実施状況等について、適切なモニタリングを実施することとする。

特に、施設管理業務など県民に直接サービスを提供する業務にあつては、利用者アンケートや苦情・提案等により寄せられる利用者の声が適切に県に情報提供され、かつ、日々の業務運営に迅速かつ的確に反映できるような仕組みの構築に努めるものとする。

(4) 公平性及び透明性の確保

民間活力の活用にあたっては、委託等の対象業務に新たに参入しようとする民間事業者等への公平性を確保し、かつ選定の透明性を担保するため、公募に先立つ基準の設定から選定経過、選定結果さらには業務の実施状況とそのモニタリングに至るまで各段階において、広報媒体等を通じて、適宜必要な情報提供を行うものとする。

7 その他

この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

民間活力活用を検討する事務事業のチェックフロー図

